

令和6年3月15日

令和6年第1回奥多摩町議会定例会会議録

令和6年3月1日 開会

令和6年3月15日 閉会

西多摩郡奥多摩町議会事務局

令和6年第1回奥多摩町議会定例会 会議録

1 令和6年3月15日午前10時00分、第1回奥多摩町議会定例会が奥多摩町議会議場に招集された。

2 出席議員は次のとおりである。

第1番	榎戸 雄一君	第2番	伊藤 英人君	第3番	森田 紀子君
第4番	相田恵美子君	第5番	大澤由香里君	第6番	澤本 幹男君
第7番	小峰 陽一君	第8番	宮野 亨君	第9番	高橋 邦男君
第10番	原島 幸次君				

3 欠席議員は次のとおりである。

なし

4 会議事件は次のとおりである。

別紙本日の『議事日程表』のとおり

5 職務のため出席した者は次のとおりである。

議会事務局長 新島 和貴君 議会係長 小峰 典子君

6 地方自治法第121条の規定による出席説明員は、次のとおりである。

町 長	師岡 伸公君	副 町 長	井上 永一君
教 育 長	野崎喜久美君	企 画 財 政 課 長	山宮 忠仁君
若者定住推進課長	須崎 洋司君	総 務 課 長	天野 成浩君
住 民 課 長	加藤 芳幸君	福 祉 保 健 課 長	大串 清文君
観 光 産 業 課 長	杉山 直也君	自然公園施設担当課長	神山 正明君
環 境 整 備 課 長	坂村 孝成君	環 境 担 当 主 幹	原島 保 君
会 計 管 理 者	坂本 秀一君	教 育 課 長	清水 俊雄君
病 院 事 務 長	岡野 敏行君		

令和6年第1回奥多摩町議会定例会議事日程 [第4号]

令和6年3月15日(金)

午前10時00分 開議

会 期 令和6年3月1日～3月15日(15日間)

日程	議案番号	議 案 名	結 果
1	—	議長開議宣告	—
2	議案第30号	令和6年度奥多摩町一般会計予算	原案可決
3	議案第31号	令和6年度奥多摩町都民の森管理運営事業特別会計予算	原案可決
4	議案第32号	令和6年度奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別会計予算	原案可決
5	議案第33号	令和6年度奥多摩町国民健康保険特別会計予算	原案可決
6	議案第34号	令和6年度奥多摩町後期高齢者医療特別会計予算	原案可決
7	議案第35号	令和6年度奥多摩町介護保険特別会計予算	原案可決
8	議案第36号	令和6年度奥多摩町下水道事業会計予算	原案可決
9	議案第37号	令和6年度奥多摩町国民健康保険病院事業会計予算	原案可決
10	—	各常任委員会、議会運営委員会の特定事件に関する閉会中の継続調査について	決定
11	—	議員派遣について	決定
12	—	町長あいさつ	—

(午前10時26分 閉会)

午前 10 時 00 分開議

○議長（小峰 陽一君） 皆さん、おはようございます。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の日程は、配布のとおりであります。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

これより議案審議に入ります。

日程第 2 議案第 30 号 令和 6 年度奥多摩町一般会計予算、日程第 3 議案第 31 号 令和 6 年度奥多摩町都民の森管理運営事業特別会計予算、日程第 4 議案第 32 号 令和 6 年度奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別会計予算、日程第 5 議案第 33 号 令和 6 年度奥多摩町国民健康保険特別会計予算、日程第 6 議案第 34 号 令和 6 年度奥多摩町後期高齢者医療特別会計予算、日程第 7 議案第 35 号 令和 6 年度奥多摩町介護保険特別会計予算、日程第 8 議案第 36 号 令和 6 年度奥多摩町下水道事業会計予算、日程第 9 議案第 37 号 令和 6 年度奥多摩町国民健康保険病院事業会計予算、以上 8 件を一括して議題とします。

本件については、去る 3 月 5 日、予算特別委員会に審議が付託され、3 月 13 日に審査が終了しております。本日お手元にその結果が報告されております。

審査の経過及び結果について予算特別委員会委員長、相田恵美子議員から報告をお願いします。4 番、相田委員長。

〔4 番 相田恵美子君 登壇〕

○4 番（相田恵美子君） おはようございます。予算特別委員会の議案審査報告をいたします。

当委員会は、去る 3 月 5 日に審査を付託された議案第 30 号 令和 6 年度奥多摩町一般会計予算、議案第 31 号 令和 6 年度奥多摩町都民の森管理運営事業特別会計予算、議案第 32 号 令和 6 年度奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別会計予算、議案第 33 号 令和 6 年度奥多摩町国民健康保険特別会計予算、議案第 34 号 令和 6 年度奥多摩町後期高齢者医療特別会計予算、議案第 35 号 令和 6 年度奥多摩町介護保険特別会計予算、議案第 36 号 令和 6 年度奥多摩町下水道事業会計予算、議案第 37 号 令和 6 年度奥多摩町国民健康保険病院事業会計予算、以上 8 件の議案について 3 月 8 日と 13 日の 2 日間で審査を行いました。

2 日間とも全委員が出席し、議長もオブザーバーとして出席されておりましたので、審査結果については省略し、結果のみ報告させていただきます。

議案第 30 号から議案第 37 号までの全 8 会計の予算については、3 月 13 日にそれぞれ採

択を行った結果、いずれも委員多数の賛成により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、予算特別委員会の議案審査報告を終わります。

○議長（小峰 陽一君） 以上で、予算特別委員会委員長の報告は終わりました。

お諮りします。只今上程の議案第 30 号から議案第 37 号までの各会計予算についての質疑は、この際省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 30 号から議案第 37 号までの質疑については、省略することに決定いたしました。

事前に討論の申出がありましたので、行いたいと思います。

議案第 33 号 令和 6 年度奥多摩町国民健康保険特別会計予算、議案第 34 号 令和 6 年度奥多摩町後期高齢者医療特別会計予算については、討論の申出がありましたので、討論を行います。

その他の議案第 30 号から議案第 32 号、議案第 35 号から議案第 37 号の 6 議案については、討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） ご異議なしと認めます。

はじめに、議案第 33 号について反対の議員の討論を行います。討論ありませんか。5 番、大澤議員。

○5 番（大澤由香里君） 5 番、大澤です。

議案第 33 号 令和 6 年度奥多摩町国民健康保険特別会計予算に反対する立場で討論を行います。

第 3 号議案 奥多摩町国民健康保険条例の一部を改正する条例でも申し上げましたが、現在の国保制度は、加入者の約 7 割が所得の低い非正規労働者や無職者、年金生活者、自営業者などで占められ、所得に対しての保険税率がほかの医療保険の中でも一番高いという構造的な問題があります。

基金を投入し続け、法定外繰入れを投入しても保険税を値上げせざるを得ない状況は、もはや制度の限界を示しています。保険税の値上げではなく、減らし続けてきた国庫負担を元に戻すことこそ必要です。

町が負担軽減のために基金や一般会計からの繰入れを行ったことは評価しますが、相次ぐ物価の異常な高騰で、所得は実質減り続け、暮らしも営業も追い詰められている町民に

対して負担増となる予算案には賛成できかねることから、本予算に反対といたします。

○議長（小峰 陽一君） 次に、議案第 33 号について賛成の議員の討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） なしと認めます。

次に、議案第 33 号について反対の議員の討論を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） 討論の申出がありませんので、これで討論を終結いたします。

次に、第 34 号の討論を行います。反対の議員の討論を行います。反対の議員はいらっしゃいますか。5 番、大澤議員。

○5 番（大澤由香里君） 5 番、大澤です。

議案第 34 号 令和 6 年度奥多摩町後期高齢者医療特別会計予算に対して反対する立場で討論いたします。

後期高齢者医療制度では、保険料は 2 年ごとに見直しが行われます。東京都後期高齢者医療広域連合が定めた今回の改定で、75 歳以上の後期高齢者の保険料は 2024、2025 年度 1 人当たり年 11 万 1,356 円となります。現行の 10 万 4,842 円から 6.2%増、6,514 円の値上げです。低所得者の軽減策として激変緩和措置が 2024 年度に取られますが、2025 年度には全ての後期高齢者が値上げになります。

東京都後期高齢者医療広域連合は、保険料負担軽減のため、市区町村への一般財源で補填する葬祭費など 4 項目の特別対策や所得が低い方への独自軽減策を継続し、また、剰余金の財源投入も算定案 250 億円から 10 億円増の 260 億円として値上げ幅を抑えたとしていますが、それでも後期高齢者医療制度が開始されてから最高の額です。

今回の大幅値上げの要因は、医療を必要とする 75 歳以上の高齢者が増えることにより保険料が引き上がるという制度に伴う値上げに加え、国が子どもの出産育児一時金拡充の財源の一部を 75 歳以上高齢者に負担させるとして、高齢者 1 人当たり 641 円を保険料に上乘せすることや後期高齢者医療制度での財源構成に占める後期高齢者の保険料負担割合を今年度 11.72%から来期 12.67%に引き上げるとともに、保険料の賦課限度額を現在の 66 万円から 2024 年度に 73 万円、2025 年度には 80 万円に引き上げるなど政策的に後期高齢者への負担を押しつけるものになっていることです。

そもそも政府が 75 歳以上の医療費負担を現役世代より軽くし、現役世代に財政支援してもらうなどと言ってはじめてのが後期高齢者医療制度です。出生数の減少、少子化の進行

によって現役世代の負担が重くなったので、今度は後期高齢者が現役世代に財政支援するというのでは 75 歳で医療制度を切り分けた意味もなく、本末転倒です。75 歳以上は、ほかの年齢より病気を抱えることが多くなります。その年齢で強制的に切り分けた後期高齢者医療制度は、年を重ねるがゆえにかさむ医療費を毎年の保険料値上げとして高齢者自身に迫り続ける無慈悲な制度となっていると言わざるを得ません。

保険料引上げではなく、財政安定化基金の活用や国・都の財政措置で負担軽減こそ必要です。

奥多摩町では、被保険者の 7 割が収入の低い軽減世帯であります。受け取る年金は物価高騰に迫りついておらず、余裕などかけらもないといえます。保険料の値上げは受診抑制にも繋がりがねません。高齢者への更なる負担増となる保険料の値上げには賛成できないと申し上げ、議案第 34 号 令和 6 年度奥多摩町後期高齢者医療特別会計予算に反対といたします。

○議長（小峰 陽一君） 次に、議案第 34 号の賛成の議員の討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） 次に、議案第 34 号について反対の議員の討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） 討論がないようですので、以上で、議案第 34 号の討論を終結します。

これより採決をします。

日程第 2 議案第 30 号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小峰 陽一君） 起立多数であります。よって、議案第 30 号については、原案のとおり可決しました。

次に、日程第 3 議案第 31 号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小峰 陽一君） 起立多数であります。よって、議案第 31 号については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 4 議案第 32 号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小峰 陽一君） 起立多数であります。よって、議案第 32 号については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 5 議案第 33 号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小峰 陽一君） 起立多数であります。よって、議案第 33 号については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 6 議案第 34 号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小峰 陽一君） 起立多数であります。よって、議案第 34 号については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 7 議案第 35 号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小峰 陽一君） 起立多数であります。よって、議案第 35 号については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 8 議案第 36 号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小峰 陽一君） 起立多数であります。よって、議案第 36 号については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 9 議案第 37 号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小峰 陽一君） 起立多数であります。よって、議案第 37 号については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 10 各常任委員会、議会運営委員会の特定事件に関する閉会中の継続調査についてを議題とします。

お諮りします。本件については、各常任委員会、議会運営委員会から、継続調査の申出がありましたので、お手元に配布の継続調査事項のとおり、閉会中の継続調査にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） ご異議なしと認めます。よって、本件については、それぞれ閉会中の継続調査とすることに決定しました。

次に、日程第 11 議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。本件については、地方自治法第 100 条第 13 項及び会議規則第 124 条の規定により閉会中において議員派遣を行う必要があるものは、配布の議員派遣予定表のとおりであります。

ただし、予定表に記載がなく、特に緊急を要する場合にあっては、その日時、場所、目的及び派遣議員等について議長にご一任いただきたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小峰 陽一君) 異議なしと認めます。よって、本件については、議長に一任することに決定しました。

以上で、本定例会に付議された案件の審議は全て終了しました。

ここで本定例会の閉会に当たり町長よりご挨拶があります。師岡町長。

[町長 師岡 伸公君 登壇]

○町長(師岡 伸公君) 3月1日から始まりました令和6年度第1回定例会閉会に当たりご挨拶申し上げます。

今定例会では、条例の改正、一部改正、整理が7件、契約の一部変更が1件、指定管理者の指定13件、契約案件1件、令和5年度の補正予算7件、令和6年度の当初予算8件のご承認をいただきました。

また、9名の議員皆様から19の一般質問、施政方針についても4名の議員から医療、福祉、教育、環境、観光、財源確保への取組と今ある財産の活用等、事業の進捗状況など多岐にわたり多くのご質問、ご提案、ご意見をいただきました。今後の行財政運営にしっかりと反映をしてまいります。

予算特別委員会では、相田委員長、森田副委員長のもと、令和6年度新年度の予算を可決・承認していただきました。ご質問の趣旨をしっかりと受け止め、スタートをしてまいります。

次に、例年3月末で実施しております専決処分の内容につきまして3点お願いを申し上げます。

はじめに、令和5年度一般会計補正予算(第6号)について、主に東京都市町村総合交付金の交付決定15億1,047万4,000円や今後通知がある税連動交付金に関わる額の確定並びに特別交付税の確定等に伴うもので、これは町独自の専決処分となります。

2つ目として、町税賦課徴収条例の一部を改正する条例、主な内容は、1つ目として、住民税関係の定額減税につきまして令和6年度分の一部、令和7年度分もありますが、個

人住民税の特別税額控除に関わる規定の新設に関わるもの、2として、固定資産税関係につきまして、土地に係る負担調整措置の適用期限を3年延長するものなど、地方税法等の一部を改正する法律に伴うもので、国会の審議に伴うものであります。

3つ目は、国民健康保険税条例の一部を改正する条例、内容は1として、国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を現行の22万円から24万円に引き上げるもの。2として、軽減措置に係る軽減判定所得の基準額の見直しに関して5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者等の数に乗すべき金額を現行の29万円から29万5,000円に引き上げるもの及び7割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者等の数に乗すべき金額の現行の53万5,000円から54万5,000円に引き上げるものなど、地方税法等の一部を改正する法律に伴うもので、これも国会の審議に伴うものであります。

現在、通常国会が開催されているところであり、税制改正等に関する法律の審議が行われております。こちらも例年のこととはなりますが、法律が施行されれば、4月1日から執行しなければなりませんので、その部分に関わります条例改正案の専決処分をさせていただきたいと考えております。

いずれも地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行う予定であり、次回の議会で報告をさせていただくこととなります。ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

次に、第6期長期総合計画の策定に当たりましては、今月25日まで、住民皆様からのご意見を募集しているところでございますが、6期長計は、住民等との協創を重要なテーマに掲げ、まちづくりをさらに発展させることを目指しております。議員皆様をはじめ、多くの皆様のご協力をお願いいたします。

また、庁舎建設整備事業につきましては、来週21日の木曜日、午後3時からと午後7時からの2回、いずれも福社会館において住民説明会を開催させていただき、以後、基本設計状況等について資料の全戸配布を行ってまいります。本日、議会終了後には住民説明会等に先駆けて議員皆様にご説明をさせていただきます。こちらにつきましても併せてよろしくお願い申し上げます。

さて、今週の月曜日、3月11日は東日本大震災から13年の時を数えました。当時、私は議会終了後、昭和橋を歩いておりました。街灯の揺れに大風が舞っているものと思っておりました。帰宅しますととんでもない光景がテレビから映し出されておりました。まだ復興途上の地域も多く、ふるさとに帰ることのできない被災者皆様のお気持ちは察するに余りあります。以来、元旦の能登半島大地震に至るまで、日本全国に地震、豪雨被害が続い

ております。改めて防災に強い地域をつくっていく必要性を強く抱きました。

先日、木村奨学会さんの主催で恒例の作文コンクールが開催されました。作文のテーマは「防災」。幅広い視野からの考察が読み取れ、感心するばかりでありました。コロナ禍を契機とした時代の変化は、生活の変化をもたらし、子どもたちの意識変化にも表れています。日常の営みを災害時に照らし合わせて考えたもの、エネルギーの備蓄に言及したもの、非常持ち出し袋の存在、ライターの使い方など、オール電化時代における災害対策などを家族で話し合い、この作文コンクールに臨まれた様子が伺えました。何より防災意識、課題を家族と共有できたことが一番の収穫と感じました。子どもたちの多くの気づきが今回の作文集から読み取れました。これからも、まちぐるみで防災意識の向上を図ってまいります。

異常気象による天候不順が多い春でございます。まだまだ寒気を感じる3月です。議員皆様には健康に十分留意されますようご祈念申し上げ、本定例会閉会の挨拶といたします。大変お疲れさまでした。

○議長（小峰 陽一君） 以上で、町長の挨拶は終わりました。

以上をもって令和6年第1回奥多摩町議会定例会を閉会といたします。長時間の審議、大変ご苦労さまでした。

午前10時26分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

奥多摩町議会議長

奥多摩町議会議員

奥多摩町議会議員